

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第38回）  
〈書面開催〉

日時：令和3（2021）年4月30日（金）

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第38回）出席者

日時：令和3（2021）年4月30日（金）

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局長	本部員以外
倉敷市保健福祉局参与	〃

## 新型コロナウイルス感染症対策について

### ○ 保健福祉部関係

- ・ 県内の感染状況について
- ・ 飲食店等に対する営業時間の短縮要請について

### ○ 産業労働部関係

- ・ ライトダウンへの協力施設等について

## 直近1週間の岡山県の状況 (4/22~4/28)

### ◎国のステージ判断のための指標 (ステージⅢの指標)

指標	医療提供体制等の負荷 (※1)		②療養者数	③PCR陽性率	感染の状況	
	①医療の逼迫具合				④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合
	入院医療	重症者用病床				
	確保病床の使用率 <b>20%以上</b>	確保病床の使用率 <b>20%以上</b>	<b>20人</b> /10万人以上 ※入院者+自宅・宿治療養者数	<b>5%以上</b>	<b>15人</b> /10万人/週以上	<b>50%以上</b>
現況	<ステージⅣ> <b>該当</b> <b>53.6%</b> <b>221床/412床</b>	<b>該当</b> <b>34.8%</b> <b>15床/43床</b>	<ステージⅣ> <b>該当</b> <b>30.47人</b> <b>(576人)</b>	<b>該当</b> <b>7.0%</b> <b>433/6,177</b> (※2,3)	<b>該当</b> <b>22.91人</b>	<b>非該当</b> <b>39.7%</b> <b>172/433</b>

(※1) 医療提供体制は4月27日時点の状況

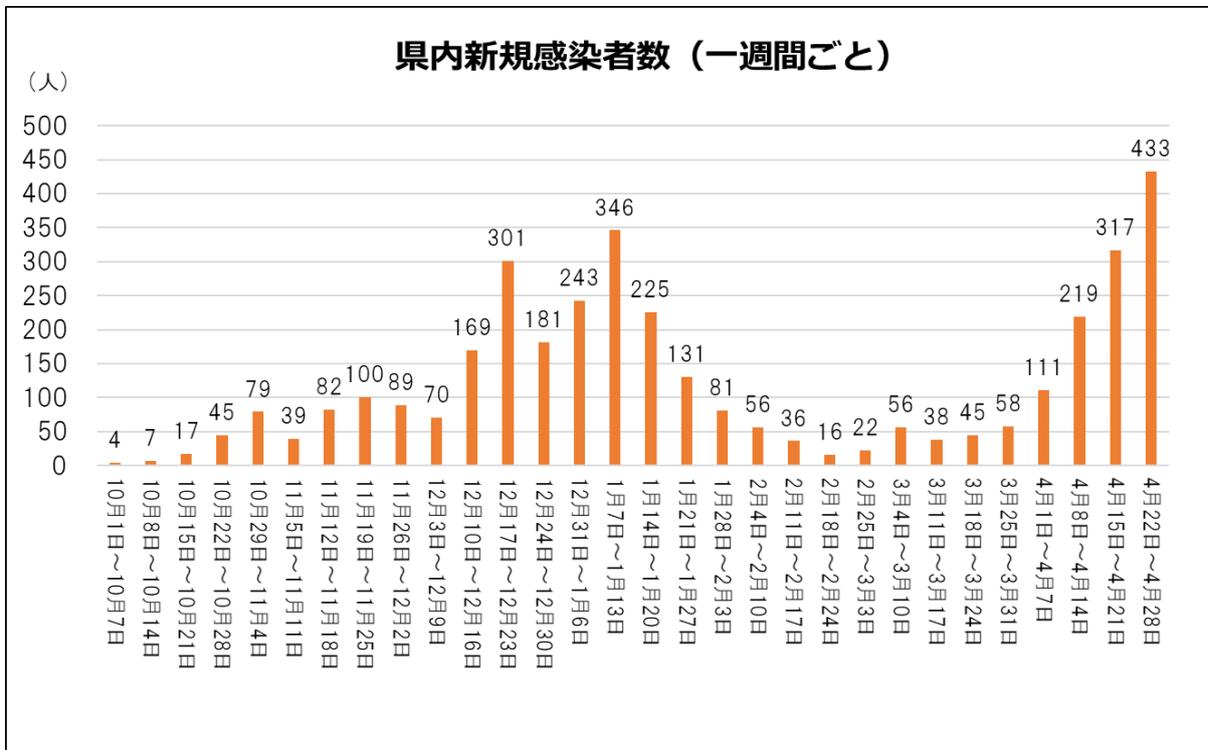
(※2) 「PCR陽性率」欄の分母(検査数)は、4月28日までに医療機関から報告があった検査数

(※3) うち変異株事例(変異株に感染したと考えられる患者)については、調査中

(※4) 本県では、「新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院済み」のため、入院率は適用しない。

### (参考) ステージⅣの指標

指標	確保病床の使用率 <b>50%以上</b>	確保病床の使用率 <b>50%以上</b>	<b>30人</b> /10万人以上	<b>10%以上</b>	<b>25人</b> /10万人/週以上	<b>50%以上</b>
----	--------------------------	--------------------------	-----------------------	--------------	-------------------------	--------------



新型コロナウイルス感染症拡大予防のための協力要請  
(ステージⅢ)

I 区 域 岡山県全域

II 期 間 令和3年4月26日(月)から5月16日(日)まで

III 実施内容

急速に感染が拡大し、ステージⅢに到達したため、県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、特にゴールデンウィークに向けた取組等について県民、事業者等に対し、以下のとおり協力要請する。

1 県民への協力要請

- (1) 夜間の不要不急の外出(飲酒を伴う会食等)を自粛すること。
- (2) 黙食や個食、会話の際のマスク着用などの感染予防を徹底すること。
- (3) 高齢者の方は、地域で集まって行う会食やカラオケなどは自粛すること。
- (4) 業種別ガイドライン等を遵守していることが確認できない施設、店舗等の利用を控えること。
- (5) 感染拡大地域(緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置)に指定された地域との不要不急の往来は極力控えること。また、帰省・旅行、不特定多数が集まる場(イベント、集客施設等)に行くことは慎重に検討すること。特に、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行等を厳に控えること。
- (6) 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の実践を徹底すること。
- (7) 軽い風邪の症状(倦怠感、咽頭痛等)がある場合は、発熱がなくても、かかりつけ医や診療・検査医療機関等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること。

2 イベント主催者、大規模な集客施設(遊園地、観光施設、大規模小売店、商業施設等)への協力要請

- (1) 県外から参加が見込まれるイベントを自粛すること。
- (2) 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること。
- (3) イベント、催物等の開催方法の変更(規模縮小、無観客化、分散開催)や延期を検討すること。
- (4) マスクの着用、手指消毒、換気、大声禁止、会場での飲食制限を徹底すること。
- (5) 参加人数制限の遵守や入場整理の強化等により密集回避・感染防止策を徹底すること。

(6) イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること。

### 3 事業者への協力要請

- (1) 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること。
- (2) 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと。
  - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと。
  - ・職員同士の距離を確保すること。
  - ・事業場の換気を励行すること。
  - ・複数人が触る箇所を消毒すること。
  - ・発熱等の症状が見られる従業員の出勤を自粛すること。
  - ・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせるなどの措置を行うこと。
  - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること。

### 4 飲食店等への協力要請

- (1) 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗（テイクアウト、持ち帰りは除く。）において、次のとおり営業時間の短縮を行うこと。

要請期間：令和3年5月3日(月)～16日(日)

短縮内容：午前5時から午後8時まで（酒類の提供は、午前11時から午後7時まで）

対象地域：岡山市北区の次の地域

表町1丁目、表町2丁目、表町3丁目、幸町、田町1丁目、田町2丁目、中央町、磨屋町、中山下1丁目、中山下2丁目、錦町、平和町、本町、柳町1丁目、柳町2丁目

- (2) 飛沫による感染防止（アクリル板設置、利用者の適切な距離の確保等）に努めること。
- (3) 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。
- (4) その他、業種別ガイドライン遵守を徹底すること。

### 5 大学等への協力要請

- (1) 大学における感染状況を踏まえ、学生へ「県民への協力要請」を周知すること。
- (2) 学生の部活動、課外授業の実施について慎重に対応すること。
- (3) 学生寮における感染防止対策を徹底すること。

### 6 高齢者施設・医療施設等への協力要請

- (1) 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること。
- (2) 面会を自粛すること。
- (3) 職員の日々の健康管理を徹底すること。また、発熱等の症状がある場合は出勤させない

こと。

## 7 コロナ患者を受け入れていない医療機関への協力要請

- (1) 臨時転換型重症病床への医療従事者の出向について、可能な限り協力すること。
- (2) 隔離解除されたが引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れること。

# 飲食店等に対し営業時間の短縮を要請します ＜新型コロナウイルス変異株への緊急対策＞

岡山市北区の以下の地域内で、午後8時以降も、店舗敷地内で、客に飲食をさせる施設を営業している事業者の方に対し、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は、午前11時から午後7時まで）に短縮するよう要請します。

**要請期間** 令和3年5月3日(月)～令和3年5月16日(日)

**要請内容** 午前5時から午後8時までの営業時間短縮  
(酒類の提供は、午前11時から午後7時まで)

**対象施設** 食品衛生法に基づく飲食店または喫茶店の営業を行う店舗  
(テイクアウト、持ち帰りは除く)

## 対象地域

岡山市北区の次の地域

表町1丁目、表町2丁目、  
表町3丁目、幸町、  
田町1丁目、田町2丁目、  
中央町、磨屋町、  
中山下1丁目、  
中山下2丁目、錦町、  
平和町、本町、  
柳町1丁目、柳町2丁目



(出典: ©PASCO/©INCREMENT P/おかやま全県統合型GIS)

実地で働きかけを行いますので、ご協力ください。



## 営業時間短縮にご協力いただいた 飲食店等に対して、協力金を支給します

### 支給要件

※全てを満たすこと

- 1 食品衛生法第52条に基づく飲食店または喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、持ち帰りを除く)(令和3年5月2日(日)以前から営業していること)
- 2 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮の要請に全面的に協力いただいていること(遅くとも5月6日(木)から開始すること)
- 3 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を自粛すること
- 5 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

### 支給額等

#### <中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
8万3,333円以下 (年間：～3,042万円)	2万5,000円
8万3,333円～25万円 (年間：3,042万円～9,125万円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円以上 (年間：9,125万円～)	7万5,000円(上限額)

#### <大企業(売上高減少方式)>

1日あたりの支給額： 前年度又は前々年度の1日あたりの売上高減少額×4割
※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額
※中小企業も大企業の方式を選択可

### 申請方法

受付期間：令和3年5月17日(月)～6月30日(水)予定  
申請方法については、郵送及び電子申請を予定しています。  
詳細が決定し次第、県ホームページに掲載します。



岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



時短要請に伴う協力金の申請をされる方は、

- 店頭、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、営業時間の短縮が確認できる『写真を保存』しておいてください。
- 添付書類として、前年度又は前々年度の確定申告書等、売上高の確認に係る提出書類が必要になる場合があります。※必要書類は、確定次第改めて公表します。

### 相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター ※5月1日(土)開設  
TEL 086—226—7968 受付時間 9:00～17:00  
(土日・祝日は休み ※5月9日(日)までの土日祝日は受付)

## ライトダウンへの協力施設等

県民の夜間の外出自粛への行動変容につながるよう、可能な範囲での夜間のイルミネーションやサイン（防犯対策上、必要なもの等を除く）などのライトダウンを経済団体などへ依頼し、現在、次の施設等にご協力いただいている。

### 記

#### 1 協力施設(令和3年4月30日時点)

施設名等	ライトダウン内容
岡山高島屋	19時10分より塔屋及び外壁のロゴを消灯
天満屋岡山本店	18時より屋上看板を消灯
イオンモール岡山	22時よりイルミネーションやサインを消灯
JR西日本岡山支社	終日、支社の屋上看板を消灯 20時の営業時間終了後に、駅構内みどりの窓口を消灯
源吉兆庵本社ビル	20時より外壁の照明を消灯
① 株式会社 成通	21時より屋上看板を消灯
② ビックカメラ岡山駅前店	20時30分より屋上看板及び壁面看板を消灯
③ ダイワロイネットホテル 岡山駅前店	21時より屋上看板を消灯
ICOT NICOT	21時より屋上看板及び施設壁面看板を消灯
えきまえミヨシノ	終日、屋上看板等を消灯

#### 2 実施期間

新型コロナウイルス感染症拡大予防のための協力要請期間中の  
令和3年5月16日(日)まで